

報告

リハビリテーション専門職養成教育における 社会福祉の位置づけ

Positioning of Social Welfare in Education for Training Rehabilitation Specialists

野村 和樹

キーワード：養成施設指定規則、基礎分野、教養、社会福祉

1. 学校養成所指定規則における教育 内容

理学療法士、作業療法士および言語聴覚士は国家資格であることは述べるまでもないことである。国家資格である故にその受験資格については、それぞれ理学療法士及び作業療法士法、言語聴覚士法により定められている。

また、それぞれの教育課程の根拠は、理学療法士・作業療法士については、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則¹⁾ および指導要領²⁾、言語聴覚士については、言語聴覚士学校養成所指定規則³⁾ および指導要領⁴⁾ によることは周知のことである。

教育内容については、主に指定規則に拠るところである。本論において、理学療法士、作業療法士および言語聴覚士の指定規則により定められた教育の内容を基に、養成課程をもつ4年

生私立大学（75大学；理学療法士養成74，作業療法士養成53，言語聴覚士養成23⁵⁾）を対象として、カリキュラムにおける社会福祉の位置づけをみていくことにする。

その方法としては、各大学のホームページにて公開されているカリキュラム編成、シラバス等から情報を収集し、それを資料とした。

2. 指定規則により定められた教育内容

理学療法士、作業療法士および言語聴覚士の教育内容については、指定規則では、基礎分野・専門基礎分野・専門分野と云う3項目を大項目として大別されている⁶⁾。なお、「教育の内容は、別表に定めるもの以上であること⁷⁾」とあり、3項目の名称も指定規則で定められている大項目に限られるものではない。では、大学が指定規則の基礎分野にどのような名称としているのかを表1「指定規則を基にした項目の分類」の左欄にまとめた。

Kazuki Nomura
E-mail : nomurak@kawasakigakuen.ac.jp
大阪河崎リハビリテーション大学
リハビリテーション学部

表1 指定規則を基にした項目の分類 (75校)

指定規則による基礎分野	大学数	指定規則による専門基礎分野	大学数	指定規則による専門分野	大学数	学部数
基礎分野	10	専門基礎分野	10	専門分野	10	2学部～5学部
基礎科目	7	専門基礎科目	5	専門科目	4	1学部～5学部
		専門基礎教育科目	1	専門発展科目	1	
		専門科目 (健康の科学)	1	理学療法の科学	1	
基礎教育科目	5	専門基礎科目	3	専門科目	2	1学部, 3学部, 6学部
				理学療法専門科目	1	
				作業療法専門科目		
		言語聴覚専門科目	1			
		専門基礎教育科目	1	専門教育科目	1	
専門基礎分野	1	理学療法分野	1			
		作業療法分野				
		専門分野				
教養科目	10	専門基礎科目	7	専門科目	7	1学部, 2学部, 4学部, 8学部
		支持科目/基礎科目/展開科目・演習科目			1	
		専門教育科目(専門基礎分野 専門分野 専門総合分野)			1	
		専門基礎分野	1	専門分野	1	
教養教育科目	6	専門基礎科目	4	専門科目	2	1学部, 2学部, 3学部, 6学部, 10学部
				理学療法専門科目	1	
				作業療法専門科目		
				理学療法専門科目	1	
		基礎・臨床医学科目	1	理学療法専門科目	1	
基礎・臨床医/基礎理学療法学/臨床理学療法学/医療人基礎力			1			
教養分野	1	専門基礎分野	1	専門分野	1	1学部
教養スタンダード	1	専門基礎科目	1	専門実践科目 実践連携科目	1	8学部
一般教養	1	基礎医学系/臨床医学系	1	理学療法学系/応用理学療法系	1	1学部
基礎教養科目(群)	4	専門基礎科目	3	専門科目	1	4 2学部～4学部
		コアカリキュラム(全学科共通)/保健医療福祉教養科目群/保健医療福祉連携科目群	1			
教養基礎科目	1	専門基礎科目	1	専門科目	1	1学部
総合教育	4	専門基礎	3	専門	3	1学部, 2学部, 6学部
		専門教育科目	1	専門教育科目	1	
総合基礎	2	専門基礎科目	1	専門科目	1	5学部, 6学部
		専門基礎科目B	1	専門基幹科目C	1	
総合科目	1	専門基礎科目	1	専門科目	1	5学部
1群科目	1	2群科目	1	3群科目	1	7学部
一般教育	1	専門基礎分野	1	専門分野	1	9学部
人間学科目群	1	専門基礎科目群	1	専門科目群	1	2学部
一般教育科目	1	専門基礎科目	1	専門科目	1	4学部
共通科目	11	専門基礎科目	4	専門科目	4	1学部, 2学部, 5学部, 6学部, 8学部
		専門基礎分野	2	専門分野	2	
		共通専門科目	1	専門科目	1	
		作業療法学科基礎科目	1	作業療法学科専攻科目	1	
		理学療法学科基礎科目		理学療法学科専攻科目		
		学科専門基礎科目	1	学科専門科目	1	
		専門基礎 言語聴覚療法の基礎	1	言語聴覚療法の展開	1	
言語聴覚専門科目	1	言語聴覚専門科目	1			
不明	7					1学部, 2学部, 3学部, 5学部, 10学部

「基礎分野」をはじめとして「基礎」という語句が使われている項目が22校(29%)、「教養」という語句が使われている項目が、19校(25%)である。また、「基礎」と「教養」が用いられた「基礎教養」とされている大学が5校(7%)見られた。また、カリキュラムの編成上の分類と思われる「共通」あるいは「総合」という語句が含まれた項目を設けている大学が18校(24%)、その

他「1群科目」等が4校(5%)であった。

養成施設指定規則の分類に準じて項目を設けられたと思われる「基礎」という語句を使って項目を設けている大学が22校あり、大学独自のカリキュラムにより項目を設けられていると思われる「教養」「基礎教養」という語句が使われている大学が24校ある。

これらを2群、すなわち「基礎」が使われて

いる群と「教養」が使われている群に分け、それぞれの大学における、「社会福祉」という語句が使われている科目について検討を試みたい。

3. 指定規則の分類別に見る「社会福祉」

「社会福祉」、「社会福祉学」、「社会福祉論」という科目を設けている大学は22校（理学療法士養成20、作業療法士養成14、言語聴覚士養成5、以下それぞれPT,OT,STと略す）数え、29%の大学で開講されている。

指定規則によるカリキュラムの分類に従い分類すると、基礎分野8校、専門基礎分野12校、専門分野1校、その他1校であった。

基礎分野において、「基礎」が使われている群を見ると「基礎科目」2校、「基礎分野」3校の合計5校、もう一方の「教養」が用いられている群3校であった。

また、養成校指定規則の分類における「専門基礎分野」の項目に、PT及びOTは「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」、STの指定規則においては「社会福祉・教育」が設けられていることもあり、これに準じ「専門基礎分野」の科目として12校が設けている。

「社会福祉学概論」を設けている大学は7校あり、基礎分野2校、専門基礎分野4校、不明1校であった。基礎分野においては、「基礎分野」1校、「教養教育科目」が1校であった。

「社会福祉原論」を設けている大学は3校で、基礎分野にあたる学部共通科目が1校、専門基礎分野に該当する共通専門科目が1校、不明が1校であった。

4. 「福祉」と「医療」を含む科目

医療の現場において質の高いサービス提供を行うために、専門職の連携が重視され、関連職

種連携教育の必要性が高まり実施されている。その一環として、「医療」と「福祉」の名称を含む科目が開講されている大学が多い。

科目名としては、「保健医療福祉」、「医療と福祉」があげられる。「保健医療福祉」は、8大学で開講されており、基礎分野（総合教育）1校、専門基礎分野7校、専門科目1校である。1大学においては、複数の養成課程を持つ学部を設置しており、学部により「総合教育」であり、また「専門基礎」であった。

「医療と福祉」については、6大学で設けられおり、基礎分野（総合基礎科目）1校、専門基礎分野5校であった。

両科目とも、開講している大学は、1校を除き他学部を設置している大学であった。1校も1学部ながら多学科を設置している大学であった。

5. 結語

「社会福祉」を含む科目について、「基礎分野」における「基礎」と「教養」に分類しその差異を探ろうと試みたが、明確な違いは現時点では見いだせなかった。

したがって、結論にかえ提言を試みたいと思う。

「基礎」を療法士としての知識を得る科目、一方「教養」を学士として身につけておくべき知識を得る科目と設定し、「社会福祉」を考えてみたい。

「基礎」ということばを用いられる「社会福祉」の科目においては、現行の制度・施策等を基に講義の展開をはかる。一方、「教養」が用いられる科目においては、今日の社会福祉に至る歴史や福祉の思想等を基に展開する。

また、「保健医療福祉」、「医療と福祉」等、関連職種連携教育へと繋がる科目については、「専門基礎分野」において、「基礎分野」におけ

る「社会福祉」の科目、「基礎」であれ、「教養」であれ、その発展科目として位置づけたい。

医療従事者として、社会福祉を理解し、将来臨床現場に立てるような科目編成を構築して行きたいと考える。

〔文献〕

- 1) 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和41年3月30日 文部省・厚生省令第3号）最終改正：平成27年3月31日
- 2) 理学療法士作業療法士養成施設指導要領について（平成11年3月31日、健政発379、各都道府県知事宛 厚生省健康政策局長通知）「理学療法士作業療法士養成施設指導要領」（平成11年4月1日発令）なお現在は廃止され、「理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン」となっている。本論においては、今年度のカリキュラ

ムは「指導要領」によるのであると考えられることより、これを基にした。

- 3) 言語聴覚士学校養成所指定規則（平成10年8月28日 文部省・厚生省令第2号）最終改正：平成27年3月31日
- 4) 言語聴覚士養成所の指導要領についても現在は、「言語聴覚士養成所指導ガイドライン」となっている。本論においては、今年度のカリキュラムは「指導要領」によるのであると考えられることより、これを基にした。
- 5) 学科、専攻を合わせた数で表す。
- 6) 資料1 養成校（所）指定規則による教育内容参照
- 7) 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第2条3，言語聴覚士学校養成所指定規則第4条3

資料1 養成校（所）指定規則による教育内容

教育内容	単位数	備考
基礎分野	14	
科学的思考の基礎		
人間と生活		
専門基礎分野	12	
人体の構造と機能及び心身の発達		
疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	12	
保健医療福祉とリハビリテーションの理念	2	
専門分野	6	
基礎理学療法学	6	
理学療法評価学	5	
理学療法治療学	20	
地域理学療法学	4	
臨床実習	18	実習時間の三分の二以上は病院又は診療所において行うこと。
合計	93	

教育内容	単位数	備考
基礎分野	14	
科学的思考の基礎		
人間と生活		
専門基礎分野	12	
人体の構造と機能及び心身の発達	12	
疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	12	
保健医療福祉とリハビリテーションの理念	2	
専門分野	6	
基礎作業療法学	6	
作業療法評価学	5	
作業治療学	20	
地域作業療法学	4	
臨床実習	18	実習時間の三分の二以上は病院又は診療所において行うこと。
合計	93	

教育内容	単位数	備考
基礎分野	2	
人文科学2科目	2	
社会科学2科目	2	
自然科学2科目	2	一科目は統計学とすること。
外国語	4	
保健体育	2	
専門基礎分野	3	
基礎医学	3	医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。
臨床医学	6	内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。
臨床歯科医学	1	口腔外科学を含む。
音声・言語・聴覚医学	3	神経系の構造、機能及び病態を含む。
心理学	7	心理測定法を含む。
言語学	2	
音響学	2	
音響学	2	聴覚心理学を含む。
言語発達学	1	
社会福祉・教育	2	社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。
専門分野	4	
言語聴覚障害学総論	4	
失語・高次脳機能障害学	6	
言語発達障害学	6	脳性麻痺及び学習障害を含む。
発声発語・嚥下障害学	9	吃音を含む。
聴覚障害学	7	聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。
臨床実習	12	実習時間の三分の二以上は病院又は診療所において行うこと。
選択必修分野	8	専門基礎分野又は専門分野を中心として講義又は実習を行うこと。
合計	93	